

専門員の設置及び運用について（例規）

最終改正 令和 7. 2. 28 例規務第 4 号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

京都府における専門員の設置に伴い、この度、警察官以外の職員に新たに設置することとした専門員の運用については、当分の間、下記によることとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、専門官の設置とその運用について（昭和52. 8. 29：2京務第 694号）の一般通達は廃止する。

記

1 専門員の設置

専門員は、属人的なポストとして、必要により、警察本部（サイバー対策本部及び市警察部を含む。以下「本部」という。）の所属及び警察署（以下「署」という。）の課に置き、専門的知識、経験又は専門的技能を有する一般職員をもって充てるものとする。

2 専門員の分担事務

原則として、当該一般職員が任命前に分担していた事務を継続して行うものとする。

3 専門員の位置付け

- (1) 専門員は、主査の上位のスタッフとして処遇し、その職の機能は主査と同様である。
- (2) 専門員は、上司の命を受け、分担事務を処理するものとし、係業務の円滑な運営を図るため、分担事務を分掌する係の係長から必要な調整等を受けるものとする。

4 専門員の名称

専門員の名称は、分担事務の職種名を冠するものとし、原則として、次のいずれかによるものとする。

所 属	名 称
本 部	総務、広報応接、会計、装備、警務、事務管理、厚生、教養、監察、生活安全、少年、地域、鑑識、交通、警備、サイバー
署	会計、警務、広聴、生活安全、少年、地域、鑑識、交通、警備

5 専門員の選抜

(1) 選抜方法

専門員への選抜は、(2)に掲げる基準に該当する事務主任等（事務主任及び技術主任をいう。以下同じ。）又は主査の職にある一般職員の中から、選考により行うものとする。

なお、勤務年数の計算は、一般職員の昇任候補者の選抜に関する訓令（昭和43年京都府警察本部訓令第10号。以下「訓令」という。）第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定によるものとする。

(2) 選考基準

ア 勤務成績が良好であり、かつ、分担する業務に精通し、専門員の職務を遂行する能力を

有すると認められること。

イ 発令日が属する年度の前年度の末日現在の年齢が45歳以上となること。

ウ 事務主任等又は主査に任命後、5年以上の勤務年数を経過していること。

エ 訓令第5条第4項各号に規定するいずれの場合にも該当しない者であること。

6 専門員の任命

専門員の任命は、所属長の推薦（警務部警務課長経由）により、警察本部長が行うものとする。

7 名刺の様式

専門員が使用する名刺の様式は、次の例によるものとする。

専門員 氏 名	京都府警察本部〇〇部〇〇課
専門員 氏 名	京都府〇〇警察署 〇〇課（係）

8 特例

この例規通達実施後、初めて行う専門員の選考並びにそれに引き続く平成4年、平成5年、平成6年及び平成7年に行う専門員の選考については、前記5の（2）のウの基準にかかわらず、現に事務主任等又は主査に任命されている事務吏員又は技術吏員のうち、任命しようとする年度の末日現在において、京都府警察に20年以上勤務し、かつ、前記5の（2）のア、イ及びエの基準を満たす者は、専門員に任命することができるものとする。